

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

インド競争委員会による自動車製造会社に対する命令

インド競争委員会 (Competition Commission of India) は、2014年8月25日付け命令書により、14の自動車製造業者に対して総額約254億4000万ルピー (約440億円) の制裁金の支払命令及び排除措置命令を出しました。

命令書の原文は、下記インド競争委員会のウェブサイト (PDF ファイル) にてご参照いただくことが可能です。

<http://www.cci.gov.in/May2011/OrderOfCommission/27/032011.pdf>

本ニュースレターでは、本件の事案の概要、今回のインド競争委員会の命令による影響について解説を行います。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮】

1. 事案の概要

インド競争委員会の事務局長 (Director-General) が認定したところによれば、本件の自動車製造業者らは、以下のような態様の行為により、市場に対する相当の悪影響を生じさせ、競争法に違反したとされています。反競争的協定 (anti-competitive agreements) の禁止¹のほか、支配的地位の濫用 (abuse of dominant position) の禁止²に関する規定の違反が認定されています。

- ・自動車部品業者がアフターマーケットに参入することを制限
- ・自動車部品業者がアフターマーケットに直接に製品を提供することを制限
- ・自動車部品業者に対して排他的供給契約や取引拒絶にあたる制約を課すことにより、製品の提供を制限
- ・ディーラーがスペアパーツを販売することや、ディーラーが他からスペアパーツを調達することを制限
- ・診断ルールやマニュアル、ソフトウェアの入手を制限

そのうえで、インド競争委員会は、スペアパーツや診断ツールを容易に入手できるシステムを構築すること、自動車部品業者が制約なくスペアパーツを販売できるようにすること等の排除措置を自動車製造業者らに対して命令しました。また、自動車製造業者14社に対して総額約254億4000

¹ インドの競争法は、事業者 (enterprise) 等が、インド国内における競争に相当の悪影響 (appreciable adverse effect) を及ぼすか又はそのおそれがある協定を、物品の生産、供給、流通、保管、取得もしくは管理又はサービスの提供に関して締結することはできないとしています (2002年競争法3条1項)。このような反競争的な協定は無効とされます (同法3条2項)。

² インドの競争法は、事業者又は事業者グループは支配的地位を濫用してはならないとしています (2002年競争法4条1項)。すなわち、市場における支配的地位を利用して、不公正な取引条件を課したり、市場参入行為を妨害するような行為等は、支配的地位の濫用として禁止されています。

万ルピー（約 440 億円）の制裁金の支払を命令しました。この金額は、14 の自動車製造業者 3 年間の平均売上高をベースとして、その 2%に相当する金額として算出されています。

なお、インド競争委員会の命令に対しては、競争不服審判所（Competition Appellate Tribunal）に対する不服申立てが可能です。

2. 今回のインド競争委員会の命令による影響

インド競争委員会は、過去にも競争法違反の行為に対して、多額の制裁金を課す命令³を出しており、競争法違反の行為に対する厳しい態度を示しています。今回の命令も、この流れに沿ったものであると思われ、インドにおける競争法遵守の必要性は非常に高まっていると言えます。

なお、インド競争委員会は、カルテルについて、カルテルの当事者が事務局長による調査報告の前に違反事実を開示した場合には、当該当事者について制裁を緩和⁴することができます（リーニエンシー制度）。

もっとも、インドにおいては、制裁の減免にあたって、インド競争委員会の裁量が大きく、前例の集積がない中でその運用が明確ではないため、これまでにリーニエンシー制度が利用された例は少数に止まっています。

しかしながら、本件やセメント製造業者のカルテル事件のように高額な制裁金が課される事例も複数出てきているため、リーニエンシー制度の利用のインセンティブは高まっているのではないかと考えられます。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

弁護士 琴 浦 諒
電話（直通）：03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮
電話（直通）：03-6888-5810
E-mail: ryo.okochi@amt-law.com

³ インド競争委員会は、2012 年 6 月 20 日付けの命令において、セメント製造業者の業界団体（Cement Manufacturers' Association）及び複数のセメント製造業者に対し、2002 年競争法 3 条（反競争的協定の禁止）に違反するカルテル等の行為があったとして、排除措置命令のほか総額約 630 億ルピー（約 1070 億円）という高額な制裁金を課しています。また、インド競争委員会は、2011 年 8 月 12 日付け命令において、インド最大の不動産デベロッパーである DLF Limited（以下、「DLF」といいます。）及びそのグループ企業がその顧客に課した取引条件が不公正なものであり、2002 年競争法 4 条の定める支配的地位の濫用の禁止に違反するものであると判断し、DLF 及びそのグループ企業に対して、不公正な取引条件の廃止等の措置を行うことのほか、直前 3 会計年度の平均売上高の 7 パーセントに相当する制裁金約 63 億ルピー（約 107 億円）の支払いを命じています。

⁴ インド競争委員会は、制裁金について、最初の申告者については制裁金の全額まで、二番目の申告者については 50 パーセントまで、三番目の申告者については 30 パーセントまでの金額の減額をすることができます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階（※当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせ、2013年7月17日付けで東京オフィスを現在の所在地に移転いたしました）

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2014